

---

# 役員等報酬規程

---

---

社会福祉法人 山梨檉の会

## 社会福祉法人山梨檜の会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山梨檜の会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事（常勤役員は除く）及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	実 費 弁 償 費 (日額)
理事会出席報酬等	9,000 円	1,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	実 費 弁 償 費 (日額)
評議員会出席報酬等	9,000 円	1,000 円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 常勤役員（施設の管理者のみの役員は除く）には、下記のとおり報酬を支給する。

#### (1) 年俸

- ア 常勤理事長 社会福祉法人山梨檜の会給与規程第1章第6条2項に準ずる。
- イ 常勤理事 社会福祉法人山梨檜の会給与規程第1章第6条2項に準ずる。

#### (2) 期末手当

- ア 常勤理事長 社会福祉法人山梨檜の会給与規程第4章第56条に準ずる。
- イ 常勤理事 社会福祉法人山梨檜の会給与規程第4章第56条に準ずる。

- 2 非常勤理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 非常勤理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員（施設の管理者のみの役員は除く）及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	実 費	5,000 円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(退職手当)

第6条 役員及び評議員が職務を退任した場合、退職手当を支給する。

(1) 常勤役員退職手当（施設の管理者のみの役員は除く）

ア 常勤理事長 退職時の報酬月額に任期年数を乗じた額とする。

イ 常勤理事 退職時の報酬月額に任期年数を乗じた額とする。

但し、退職時の報酬月額が適切で無い場合は、過去の報酬月額のうち適切な月額を持って退職金月額とする。

(2) 非常勤役員及び評議員の退職手当

ア 任期2年以上4年未満 30,000 円

イ 任期4年以上8年未満 50,000 円

ウ 任期8年以上 80,000円

- 2 在任中、特に功労があつたと認められる役員は、評議員会の決議により退職手当支給額を増額することがある。

#### 附 則

この規程は、平成16年 8月28日より施行する。

この規程は、平成27年 5月26日から改正施行する。

この規程は、平成29年 6月17日から改正施行する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
非常勤理事長業務報酬等（日額）	10,000 円	実 費
非常勤理事及び評議員業務報酬等（日額）	10,000 円	実 費
監事監査指導報酬等（日額）	10,000 円	実 費